

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2件）【都市ブランド創造局自然史・歴史博物館普及課】 3
- 指定納付受託者の指定【都市ブランド創造局総務文化部文化企画課】 6
- 指定納付受託者の指定【都市整備局道路部道路維持課】 7
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【環境局グリーン成長推進部サーキュラーエコノミー推進課】 8
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 9
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市ブランド創造局文学館事務局】 10
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 11

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【政策局DX・AI戦略室】 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部業務課】 13

北九州市告示第 169 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立総合療育センター及び北九州市立総合療育センター西部分所の手数料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

北九州市長 武 内 和 久

| 施設の名称             | 指定公金事務取扱者       |                       | 指定公金事務取扱者として指定した日 | 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 | 委託期間                              |
|-------------------|-----------------|-----------------------|-------------------|----------------------|-----------------------------------|
|                   | 名称              | 住所                    |                   |                      |                                   |
| 北九州市立総合療育センター     | 社会福祉法人北九州市福祉事業団 | 北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号 | 令和 8 年 4 月 1 日    | 令和 8 年 4 月 1 日       | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| 北九州市立総合療育センター西部分所 |                 |                       |                   |                      |                                   |

北九州市告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における観覧券売払代金の収納事務について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

北九州市長 武内和久

| 指定公金事務取扱者          |                     | 指定公金事務取扱者として指定した日 | 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 | 委託期間                  |
|--------------------|---------------------|-------------------|----------------------|-----------------------|
| 名称                 | 住所                  |                   |                      |                       |
| KNT-CTホールディングス株式会社 | 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号    | 令和8年3月25日         | 令和8年3月25日            | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 株式会社日本旅行           | 東京都中央区日本橋一丁目19番1号   |                   |                      |                       |
| 東武トップツアーズ株式会社      | 東京都墨田区押上一丁目1番2号     |                   |                      |                       |
| 名鉄観光サービス株式会社       | 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 |                   |                      |                       |
| 広交観光株式会社           | 広島市西区三篠町三丁目14番17号   |                   |                      |                       |
| 株式会社たびまちゲート広島      | 広島市中区胡町3番19号        |                   |                      |                       |
| 宇部市交通局             | 山口県宇部市大字善和203番地90   |                   |                      |                       |
| 防長観光バス株式会社         | 山口県周南市松保町7番9号       |                   |                      |                       |
| 西鉄旅行株式会社           | 福岡市中央区薬院三丁目16番26号   |                   |                      |                       |
| 堀川トラベルサービス株式会社     | 福岡県八女市本村347番地1      |                   |                      |                       |

|                   |                                 |  |  |
|-------------------|---------------------------------|--|--|
| 祐徳旅行株式会社          | 佐賀県鹿島市<br>大字高津原4<br>097番地の<br>2 |  |  |
| 大分交通株式会社          | 大分県大分市<br>新川西一丁目<br>3番15号       |  |  |
| 九州産交ツーリズム株式会社     | 熊本市中央区<br>花畑町4番3<br>号           |  |  |
| 株式会社阪急交通社         | 大阪市北区梅<br>田二丁目5番<br>25号         |  |  |
| 長崎バス観光株式会社        | 長崎県長崎市<br>滑石四丁目6<br>番33号        |  |  |
| 株式会社ジャンボツアーズ      | 沖縄県那覇市<br>久茂地二丁目<br>15番10号      |  |  |
| 株式会社西日本ミュージアムサービス | 北九州市八幡<br>東区東田二丁<br>目4番1号       |  |  |
| 株式会社JTB           | 東京都品川区<br>東品川二丁目<br>3番11号       |  |  |
| 長崎県営バス観光株式会社      | 長崎県長崎市<br>大黒町3番1<br>号           |  |  |

北九州市告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における陳列品の観覧料の収納事務について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

北九州市長 武内和久

| 指定公金事務取扱者  |                | 指定公金事務取扱者として指定した日 | 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 | 委託期間                  |
|------------|----------------|-------------------|----------------------|-----------------------|
| 名称         | 住所             |                   |                      |                       |
| 西部ビル管理株式会社 | 北九州市戸畑区幸町1番19号 | 令和8年2月17日         | 令和8年4月1日             | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

北九州市告示第172号

北九州市内の教育施設等の観覧料の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により同項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

北九州市長 武内和久

| 指 定 納 付 受 託 者 |                  | 指 定 を し た 日 | 指 定 期 間               |
|---------------|------------------|-------------|-----------------------|
| 名 称           | 住 所              |             |                       |
| 三井住友カード株式会社   | 大阪府中央区今橋四丁目5番15号 | 令和8年4月1日    | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

北九州市告示第173号

北九州市立門司駅前自転車駐車場、北九州市立小倉駅北口自転車駐車場、北九州市立小倉駅南口自転車駐車場、北九州市立西小倉駅前自転車駐車場、北九州市立南小倉駅前自転車駐車場、北九州市立朽網駅前自転車駐車場、北九州市立下曾根駅北口自転車駐車場、北九州市立下曾根駅南口自転車駐車場、北九州市立德力嵐山口自転車駐車場、北九州市立八幡駅前自転車駐車場、北九州市立折尾駅北自転車駐車場、北九州市立折尾駅東自転車駐車場、北九州市立黒崎駅前自転車駐車場、北九州市立九州工大前駅前自転車駐車場及び北九州市立戸畑駅前自転車駐車場における使用料の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

北九州市長 武内和久

| 指 定 納 付 受 託 者 |                  | 指 定 を し た 日 | 指 定 期 間               |
|---------------|------------------|-------------|-----------------------|
| 名 称           | 住 所              |             |                       |
| 株式会社日本コンラックス  | 埼玉県坂戸市千代田五丁目3番8号 | 令和8年4月1日    | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

北九州市告示第174号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市エコタウンセンターにおける使用料の徴収について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

北九州市長 武内和久

| 施設の名<br>称                 | 指定公金事務取扱者                        |                              | 指定公金<br>事務取扱<br>者として<br>指定した<br>日 | 指定公金<br>事務取扱<br>者に公金<br>事務を委<br>託した日 | 委託期間                                  |
|---------------------------|----------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
|                           | 名 称                              | 住 所                          |                                   |                                      |                                       |
| 北九州市<br>エコタウ<br>ンセンタ<br>ー | 一般社団法<br>人北九州エ<br>コタウンネ<br>ットワーク | 北九州市若<br>松区向洋町<br>10番地2<br>0 | 令和8年<br>4月1日                      | 令和8年<br>4月1日                         | 令和8年4<br>月1日から<br>令和9年3<br>月31日ま<br>で |

北九州市告示第 175 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 8 年 4 月 17 日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

上横代自治会

2 代表者の変更

| 変更前後の別 | 代表者の氏名 | 代表者の住所                   |
|--------|--------|--------------------------|
| 変更前    | 松尾良彦   | 北九州市小倉南区大字横代 338 番地<br>3 |
| 変更後    | 羽廣武臣   | 北九州市小倉南区大字横代 103 番地      |

3 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立文学館刊行物の売払代金の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

北九州市長 武内和久

| 指定公金事務取扱者       |                   | 指定公金事務取扱者として指定した日 | 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 | 委託期間                  |
|-----------------|-------------------|-------------------|----------------------|-----------------------|
| 名称              | 住所                |                   |                      |                       |
| 株式会社ブックセンタークエスト | 北九州市小倉北区馬借一丁目4番7号 | 令和8年4月1日          | 令和8年4月1日             | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

北九州市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市障害者スポーツセンターの使用料の徴収について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

北九州市長 武内和久

| 指定公金事務取扱者                                 |                   | 指定公金事務取扱者として指定した日 | 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 | 委託期間                  |
|---|-------------------|-------------------|----------------------|-----------------------|
| 名称  | 住所                |                   |                      |                       |
| 北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体代表者 社会福祉法人北九州市福祉事業団 | 北九州市八幡東区中央二丁目1番1号 | 令和8年4月1日          | 令和8年4月1日             | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

北九州市公告第 274 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 17 日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和 8 年度団体内統合宛名システム運用・保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
政策局 D X ・ A I 戦略室  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 8 年 3 月 11 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社西日本公共ビジネス統括部（北九州）  
北九州市小倉北区室町一丁目 1 番 1 号
- 5 契約金額  
4, 338 万 7, 784 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

## 北九州市公告第 275 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 17 日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市指定ごみ袋等保管・配送業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日まで

(4) 履行場所 北九州市の指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 指定ごみ袋等を取扱店等へ迅速に配送でき、北九州市の立会い、検査等に随時対応できるよう、北九州市内に保管場所が確保できること。また、入札参加に際して、当該保管場所の所在地及び保管場所の写真等を提出できる者であること。

(5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）及び貨物利用運送法（平成元年法律第 82 号）に定める国土交通大臣の許可等を受けている

こと。また、入札参加に際して、当該許可等の写しを提出できる者であること。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年5月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 4 入札手続等

#### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部業務課

イ 日時 この公告の日から令和8年6月4日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午後11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

#### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和8年5月26日午後2時

#### (4) 競争参加の申請書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年5月18日の午後5時までに一般競争入札参加確認申請書を第1号アの場所に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年5月18日の午後5時までに必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年6月3日午後5時までに必着のこと。

#### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和8年6月4日午前10時

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

  - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
  - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
  - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部業務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2180

## 6 Summary

- (1) Nature of Service to be procured  
Management and distribution service of the official Kitakyushu City household garbage bags to be purchased by residents.
- (2) Deadline for Tender ( by hand )  
10:00a.m. , June 4 , 2026
- (3) Deadline for Tender ( by mail )  
5:00p.m. , June 3 , 2026
- (4) For further information, please contact:  
Management Division, Resource Circulation Department, Environment Bureau, City of Kitakyushu 1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2180